

税務相談は・・・税理士でないものはダメ 政府は閣議で決定し罰則も！！

命令に従わなければ1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。
税務調査でも調査を拒否したり、ウソの答弁をした場合には30万円以下の罰金が科せられます。

**納税者の権利擁護を
求める署名を
集めきろう！**

政府は昨年末、税理士法を改定して、納税者が行う税務相談を財務大臣が停止できる規定や税務相談を行なう者への質問調査権を税務署に与える規定を1月の国会に提出して成立を目指しています。

**厳罰で威圧し、
ネットで公表**

1月の行事予定

日時	予定	会場
17日(火) 18時	中島支部会	清華
18日(水) 10時～	年末調整計算会	民商事務所
18日(水) 18時半	東支部役員会	田崎自工
19日(木) 10時～	年末調整計算会	民商事務所
19日(木) 15時	拡大統一行動	民商事務所
20日(金)		
21日(土) 17時	新春のつどい	鹿島ガーデン
22日(日) 10時	県連 春の決起集会(郡山)	民商事務所8:30集合
23日(月)	福商連 拡大リレー 29日まで	
24日(火) 13時半	申告学習・計算準備会	民商事務所
25日(水) 18時半	申告学習・計算準備会	民商事務所
26日(木) 13時半	婦人部領収書整理会	矢吹町ココト
26日(木) 18時半	申告学習・計算準備会	民商事務所
27日(金) 13時半	申告学習・計算準備会	民商事務所

理事会を開催



1月10日(火)、白河市図書館で開かれ
26名が参加

新型コロナウイルスの感染がこれまでにも増して広がっています。会員の感染も広がり、共済への申請もこれまでになく多くなっています。資材の値上がりも続く中、商売にとっては厳しい情勢ですが、新たな年を迎えたことと思えます。

今回開かれた理事会では、「春の運動」で以下の内容で運動をしていくことを決定しました。

- 会勢は昨年3月時よりも増勢で迎えよう。
目標は会員増10名
読者増20名
- 集団申告は3月13日(月)です。
- 「拡大お楽しみ袋」を全会員に渡し、みんなで運動をすすめていきましょう。
- 新春のつどいを開催
1月21日(土) 17時～
鹿島ガーデンヴィラ

確定申告に向けた 「春の運動」がスタートしました。

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

毎週発

白河民商
ホームページ
<http://shirakawa-minshou.com/>

メールアドレス
shirakawa-minshou@
isis.ocn.ne.jp



独りで悩んでいませんか？

『無料法律相談』

2月は、9日(木)午後4時から

希望者の方は、事前に
白河民商までご連絡を